

マイナンバーカードで 便利なコンビニ交付

市では、個人番号カード（マイナンバーカード）を使ったサービスの一つとして、「コンビニ交付」を実施しています。全国のコンビニエンスストアで住民票などの証明書が取得できる大変便利なサービスです。

証明書の利用には、マイナンバーカードが必要です。カードをまだ持っていない方は、この機会にぜひ、作ってみてはいかがでしょうか。

ここが便利！ 「コンビニ交付」

■全国のコンビニで利用できる
市内に限らず、全国のコンビニで証明書を取得できます。平日は仕事などで市役所に行けない方も、マイナンバーカードがあれば、お勤め先の近くのコンビニで証明書が取得できます。

※カードに「利用者証明用電子証明書」が搭載されている必要があります。

■早朝、夜間、土日でも
利用できる時間が長いので、市役所の窓口が開いていない夜間や休日でもご利用できます。

■操作が分かりやすく簡単

画面の表示と音声案内に

問 伊奈庁舎市民窓口課 ☎58・2111（内線3404）／伊奈庁舎税務課 ☎58・2111（内線2305）

▼取得できる証明書の種類

- ①世帯全員の住民票
- ②個人の住民票
- ③印鑑登録証明書
- ④課税証明書
- ⑤非課税証明書

⑥所得証明書（児童手当用含む）
※①②について、「住民票コード」、「個人番号（マイナンバー）」を載せた住民票はコンビニでは発行されません。市役所市民窓口課で直接ご請求ください。

※③はカード本人分のみ（印鑑登録済の方に限る）。

※④⑤⑥はカード本人の最新年度分のみ。未申告の方は発行されません。そのほか詳細は、税務課にお問い合わせください。

◇市外へ転出した方（転出予定含む）はご利用できません。

▼手数料 200円／通

▼サービス提供時間 午前6時30分～午後11時（12月29日～1月3日を除く）

【コンビニ交付ご利用案内】
利用できるコンビニ（順不同）
セブンイレブン・ファミリ
マート・ローソン・セイコー
マート・ミニストップ



手続き・申請

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111（内線4402）

加入手続きや免除申請、 老齢基礎年金請求も

市および年金事務所の窓口では、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の免除申請、老齢基礎年金の請求の手続きがマイナンバーを使用して行うことができます。マイナンバーで手続きを行う時は、マイナンバーカードなどのマイナンバーが確認できる書類、本人の身元が確認できる書類を市または年金事務所窓口にて提示する必要がありますので、確認ができる書類を窓口を持参してください。

※引き続き基礎年金番号を使用して各種手続きを行うこともできます。

※国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書など、一部マイナンバーを使用できない手続きもあります。

■手続きに必要な書類
【本人が年金相談・届出などを行う場合】
マイナンバーカードを持参してください。

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①②書類両方を持参してください。

- ①通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
- ②運転免許証、旅券（パスポート）、在留カードなど

【代理人の方が年金相談・届出などを行う場合】
本人のマイナンバーが確認できるマイナンバーカードの写し（コピー）、代理権が確認できる委任状など、代理人の方の身元が確認できる書類、の3種類を持参してください。

※マイナンバーカードが確認できる書類、身元が確認できる書類は、本人が手続きを行う場合の書類と同じです。（右記①②をご確認ください）

※そのほかの確認書類の詳細は、国保年金課または土浦年金事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ】
土浦年金事務所 ☎029・825・1170